

南城市地域公共交通会議規約

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うため、南城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を南城市佐敷字新里1870番地南城市役所内に置く。

(事業)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関すること
- (2) 地域公共交通計画の実施に関すること
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 交通会議は、会長1名、副会長1名及び委員をもって組織する。

2 交通会議の委員は、次に掲げるものとする。

- (1) 南城市副市長
- (2) 学識経験者
- (3) 内閣府沖縄総合事務局長が指名する者
- (4) 沖縄県の公共交通を担当する部署の長
- (5) 道路管理者又はその指名する者
- (6) 地元警察署において交通規制を担当する部署の長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体代表者又はその指名する者

- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (10) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (11) 市民又は利用者を代表する者
- (12) 前各号に掲げるもののほか交通会議が必要と認める者

3 委員については、交通会議に代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあつては代理の者を出席させることはできない。

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、南城市副市長とし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の3分の2以上で決するものとする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面等による会議)

第8条 会長は、必要と認めるときは、委員の招集を行わず、書面その他の方法（以下「書面等」という。）によって委員の意見を求めることにより、会議に代えることができる。

- 2 前条の規定は、前項の場合における会議についてこれを準用する。この場合において、前条第2項中「出席」を「書面等により意思表示」に読み替える。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議分科会)

第12条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するため、必要に応じ交通会議に運賃協議分科会を設置することができる。

- 2 運賃協議分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、南城市交通政策課に置く。
3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第15条 交通会議に監査委員を2名置くこととし、会長が指名する。

- 2 監査委員は、交通会議の出納監査を行い、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委員報酬)

第17条 委員は、会議に出席したときは報酬を受けることができる。

- 2 委員の報酬は、南城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年南城市条例第35号）第2条の別表のその他の附属機関の委員に準じて支給する。

(交通会議が解散した場合の措置)

第18条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。